

広島市骨髄ドナー助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5号の規定により公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄又は末梢血幹細胞提供あっせん事業において骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者に対し、助成金を交付することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、骨髄ドナーとは、骨髄バンクを介して骨髄等の提供を完了した者をいう。

(目的)

第3条 この助成金は、骨髄ドナーに対し、助成金を交付することにより、休業等による経済的負担の軽減を図り、もって骨髄等提供の推進及びドナー登録者の増加を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、骨髄ドナーのうち、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 骨髄等の提供に係る通院又は入院（骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。以下同じ。）をした日に有給の休暇を取得していない者、又はその一部に有給の休暇を取得した者
- (2) 他の地方公共団体等が実施する同種同類の助成金等を受けていない者
- (3) 骨髄等の提供を完了した日（以下「骨髄等提供日」という。）に市内に住所を有している者

(助成金の額)

第5条 第3条に定める助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院又は入院の日数（有給の休暇を取得した日数を除く。）に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき14万円を限度とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院又は

入院（骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。）

（交付の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等提供日から1年以内に、広島市骨髄ドナー助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を証する書類
- (2) 骨髄等の提供に係る通院又は入院をした日を証する書類
- (3) 骨髄等提供日に市内に住所を有したことを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに内容の審査を行い、助成金の交付を決定したときは、広島市骨髄ドナー助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第9条 市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消した部分に係る助成金を返還させることができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局保健医療担当局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年10月24日から施行し、平成30年4月1日以降に骨髄等の提供を行った者から適用する。

（交付申請期限の特例）

- 2 平成30年4月1日から施行の日までに骨髄等の提供を行った場合の交付申請期限は、第6条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から1年以内とする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。